

市立旭川病院使用料及び手数料条例の改定案

意見募集期間

令和7年11月21日（金）～12月29日（月）

改定の趣旨・考え方

- 市立旭川病院では、公的医療機関としての機能を将来に渡り維持していくという考え方のもと、国が定める入院料や薬価料などの診療諸料金以外の「市立旭川病院使用料及び手数料条例」で定める諸料金の一部について、見直しを行うこととしました。
- 見直しに当たっては、物価や人件費の上昇などを踏まえるとともに、市内で同規模の病院との比較も行いながら改定案を作成しています。

①特別入院室料金（条例第2条第1項別表）

一般の病室以外の各種個室や複数のベッドがある部屋を1人で利用する場合に入院料に加算する料金です。

内 容				現行料金	改定料金	（増減）	改定率
（A）特別入院室料	個室1日の加算額	A室	妊娠中及び出産後の入院の場合	7,000円	<u>7,300円</u>	（300円増）	1.04倍
			その他の場合	7,700円	<u>8,000円</u>	（300円増）	1.04倍
		B室	妊娠中及び出産後の入院の場合	6,000円	<u>6,400円</u>	（400円増）	1.07倍
			その他の場合	6,600円	<u>7,000円</u>	（400円増）	1.06倍
		C室	妊娠中及び出産後の入院の場合	3,000円	<u>3,600円</u>	（600円増）	1.20倍
			その他の場合	3,300円	<u>4,000円</u>	（700円増）	1.21倍
（B）特別入院室料	1人で1室を使用する場合1日の加算額	2床室	妊娠中及び出産後の入院の場合	2,000円	<u>2,400円</u>	（400円増）	1.20倍
			その他の場合	2,200円	<u>2,600円</u>	（400円増）	1.18倍
		3床室	妊娠中及び出産後の入院の場合	3,000円	<u>3,600円</u>	（600円増）	1.20倍
			その他の場合	3,300円	<u>4,000円</u>	（700円増）	1.21倍

※ただし、病院の都合又は患者の症状により使用させる場合は加算しない。

②新生児室料金（条例第2条第1項別表）

生まれたばかりの赤ちゃんのケアを行う新生児室の料金です。

内 容		現行料金	改定料金	（増減）	改定率
新生児室料	1日につき	500円	<u>600円</u>	（100円増）	1.20倍

③文書料（条例第2条第1項別表）

病院で発行する各種証明書や診断書などの料金です。

現行内容	現行料金		改定後内容	改定料金 (増減)	改定率
診療費領収証明書 その他病院事業管理者が証明 するもの	960円	→	診療費領収証明書 その他病院事業管理者が証明 するもの	1,100円 (140円増)	1.15倍
証明書（簡易なもの）	1,620円	→	証明書（簡易なもの）	2,000円 (380円増)	1.23倍
証明書 診断書	2,200円	→	証明書 診断書	2,200円 (増減なし)	-
診断書（英文等表記のもの） 死亡診断書 公的医療給付等に係る診断書 又は意見書	3,240円	→	死亡診断書	3,300円 (60円増)	1.02倍
		→	公的医療給付等に係る意見書 又は診断書（特定医療費（指 定難病）の申請に係る臨床調 査個人票）※	3,850円 (610円増)	1.19倍
		→	診断書（英文等表記のもの） 公的医療給付等に係る意見書又は 診断書（自立支援医療（精神通 院）支給認定申請書）※ 精神障害者保健福祉手帳に係る診 断書	4,500円 (1,260円増)	1.39倍

③文書料（条例第2条第1項別表）つづき

現行内容	現行料金		改定後内容	改定料金 (増減)	改定率
公的医療給付等に係る診断書 (福祉手当等)	3,800円	→	公的医療給付等に係る意見書又は 診断書（3ページの※以外）	3,800円 (増減なし)	-
障害認定等に係る診断書 公的な医療照会に対する回答書 生命保険又は損害保険の給付決定 のための医療照会に対する回 答書（簡易なもの） 特殊な表記が必要な診断書 その他症状の詳細にわたって記 載が必要な特に複雑なもの	4,400円	→	障害認定等に係る診断書 公的な医療照会に対する回答書 生命保険又は損害保険の給付決定 のための医療照会に対する回 答書（簡易なもの） 特殊な表記が必要な診断書 その他症状の詳細にわたって記 載が必要な特に複雑なもの	5,500円 (1,100円増)	1.25倍
公的年金に係る診断書 死体検案書	4,800円	→	公的年金に係る診断書 死体検案書	5,500円 (700円増)	1.15倍
自動車損害賠償責任保険診断書 生命保険又は損害保険に係る診 断書又は証明書 生命保険又は損害保険の給付決定 のための医療照会に対する回 答書	5,500円	→	自動車損害賠償責任保険診断書 生命保険又は損害保険に係る診 断書又は証明書 生命保険又は損害保険の給付決定 のための医療照会に対する回 答書	6,400円 (900円増)	1.16倍

※2通以上必要のときは、1通を増すごとに5割加算。

④健康保険適用外診療（条例第2条第4項）

主に訪日外国人の方など健康保険証を持たない方などが対象となります。

内 容	現行料金		改定料金	改定率
健康保険法の規定による療養に要する費用の給付の対象とならない者から徴収する入院料等（別に定めるもの及び分娩を除く。）	厚生労働大臣の定める基準等に規定する1点の単価を <u>15円</u>	➡	厚生労働大臣の定める基準等に規定する1点の単価を <u>20円</u>	1.33倍

令和7年11月21日 意見提出手続き
～12月29日 (パブリックコメント) の実施



令和8年1月 最終案のとりまとめ



令和8年2月 議会に使用料及び手数料条例改正案を提案



議決を受けて成立した場合

令和8年6月 新料金適用